

岐阜県公報

目次

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ

号外(一) 令和六年三月二十五日

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十五日

岐阜県人事委員会

委員長 栗山知

岐阜県人事委員会規則第一号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項の表第二十二号の業務の項手当の額(勤務一日につき)の欄を次のように改める。

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額

- 一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 八百四十円(大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る業務に従事した場合にあつては、千八十円)
- 二 日没時から日出時まで(次号に掲げる場合を除く) 千二百六十円(大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る業務に従事した場合にあつては、千六百二十円)
- 三 身体若しくは生命に対する危険性が極めて高い区域における業務又は著しく危険な業務に従事した場合 千六百八十円(大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る業務に従事した場合にあつては、二千六百六十円)

第三十九条の次に次の一条を加える。

(災害応急作業等手当)

第三十九条の二 条例第二十条第二十七項第一号の人事委員会が定める額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 巡回監視 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める額

イ 口及びハに掲げる場合以外の場合 従事した日一日につき七百十円（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千八十円）

ロ 日没時から日出時までの間に従事した場合（ハに掲げる場合を除く。） 従事した日一日につき千六十五円（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千六百二十円）

ハ 著しく危険であると人事委員会が認める区域で従事した場合 従事した日一日につき千四百二十円（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、二千六百六十円）

二 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める額

イ 口及びハに掲げる場合以外の場合 従事した日一日につき千八十円

ロ 日没時から日出時までの間に従事した場合（ハに掲げる場合を除く。） 従事した日一日につき千六百二十円

ハ 著しく危険であると人事委員会が認める区域で従事した場合 従事した日一日につき千六百六十円

2 条例第二十条第二十七項第二号の人事委員会が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 従事した日一日につき千八十円

二 日没時から日出時までの間に従事した場合（次号に掲げる場合を除く。） 従事した日一日につき千六百二十円

三 著しく危険であると人事委員会が認める区域で従事した場合 従事した日一日につき千六百六十円

3 条例第二十条第二十七項第三号の人事委員会が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 従事した日一日につき七百十円（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千八十円）

二 深夜に従事した場合 従事した日一日につき千六十五円（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千六百二十円）

4 条例第二十条第二十七項第四号の人事委員会が定める額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 条例第二十条第二十七項第一号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業 第一項各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額

二 条例第二十条第二十七項第二号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業 第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額

三 条例第二十条第二十七項第三号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業 前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額

第四十一条に次の一号を加える。

八 災害応急作業等手当（条例第二十条第二十七項第一号及び第四号（同項第一号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認めるものに限る。）に規定するものに限る。）

附則
この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の規定は、令和六年一月一日から適用する。